

地震等大規模災害時における
災害廃棄物処理の協力に関する協定

平成9年12月24日

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、名古屋市内に地震等大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）に、甲が、国の特例補助の適用を受けて実施するがれき等災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分等（以下「災害廃棄物の処理」という。）を、乙の協力を得てすみやかに
○ 行えるよう、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 地震等大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 国の特例補助 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条第2項及び同施行令第21条第3項により、国が特に必要と認めた場合、廃棄物処理に要する費用の1/2以内の額について国庫補助の対象としていることをいう。
- (3) 災害廃棄物 地震等大規模災害により倒壊、焼失した家屋及び建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物をいう。
- (4) 災害廃棄物の処理 災害廃棄物の撤去並びに収集・運搬及び処理・処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、大規模災害時に、乙に対して災害廃棄物処理の協力を要請することができるものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、必要な要員、車両、資機材を調達し、甲の指示に従い、災害廃棄物処理を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担し、その価格は甲、乙協議の上決定する。

(協 議)

第6条 この協定に定めのない事項、又は内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 協定の実施に関し、必要な細目は、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(附 則)

第7条 この協定は、平成9年12月24日から施行する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、双方各1通を保管する。

平成9年12月24日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 松 原 武 久



乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号

第8フクマルビル5階

社団法人 愛知県産業廃棄物協会

会 長 近 藤 成 章



地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する細目協定

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、平成9年12月24日に締結した地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定（以下「協定」という。）第6条第2項の規定に基づき、災害廃棄物処理の実施に関する細目協定を締結する。

（要請手続）

第1条 協定第3条の規定による甲の要請は、環境事業局長（甲が名古屋市災害廃棄物処理対策本部を設置した場合は、災害廃棄物処理対策本部長）が行うものとする。

2 甲は、前項の要請を行うときは、様式1により、次の各号に掲げる事項を、乙に連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の地区
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

（報 告）

第2条 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式2により、次の各号に掲げる事項を、甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した地区
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両、資機材
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

（費用の請求及び支払い）

第3条 乙は、災害廃棄物処理終了後、当該処理に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、すみやかにその費用を支払うものとする。

(要員資機材等の報告)

第4条 乙は、あらかじめ大規模災害時に出動できる会員が保有する要員、資機材等の数量を把握し、甲に報告するものとする。

(連絡体制等)

第5条 この協定の実施に関する事項の連絡窓口は、甲にあっては環境事業局事業部廃棄物指導課、乙にあっては事務局とする。

2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図れるよう、応援体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

(附 則)

第6条 この協定は、平成9年12月24日から実施する。



平成9年12月24日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 松原武久



乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号

第8フクマルビル5階

社団法人 愛知県産業廃棄物協会

会長 近藤成章



平成 年 月 日

大規模災害時における災害廃棄物処理の協力要請書

社団法人愛知県産業廃棄物協会
会長 様名古屋市長
(名古屋市災害廃棄物処理対策本部長)

協定実施細目第 1 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり要請します。

連絡責任者 連絡先	電話 ()	
被災の状況		
災害廃棄物 処理の地区		
災害廃棄物 処理の内容		
災害廃棄物 処理の期間		
その他		
※は記入しないこと。		※整理番号

平成 年 月 日

大規模災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書

名古屋市 市長 様
(名古屋市災害廃棄物処理対策本部長)

社団法人愛知県産業廃棄物協会
会長

協定実施細目第 2 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

連絡責任者 連絡先	電話 ()	
災害廃棄物処理 を実施した地区		
実施した災害廃 棄物処理の内容		
災害廃棄物処理 に従事した要員 車両、資機材		
災害廃棄物処理 に従事した期間		
そ の 他		
※は記入しないこと。		※整理番号